

■学校経営のポイント

教職員による信用失墜行為の根絶

小島 宏

最近の教員による子どもへのわいせつ行為やセクハラに強い危機感を抱いている。子どもの安心・安全のため、喫緊の課題として学校を上げて取り組む必要がある。

教職員の服務の危機管理

教職員の服務に関しては、地方公務員法第30条～38条を確認し、危機管理を徹底する必要がある。

その際、特に第30条の服務の根本基準「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」、第33条の信用失墜行為の禁止「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」について、意を用いるようにしたい。

信用失墜行為の主な事柄

ところで、一部の教職員とはいえ、信用失墜行為を行う者の実態は看過できない状況にある。

各教育委員会が公表している過去の主なものを列挙すると、次のような事例がある。全教職員に対して、具体例をもとに信用失墜行為の十分な理解と「絶対しないという固い意志」を涵養したい。

○着服や不適切処理などの会計事故

○体罰、不適切な指導、暴言等

○わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント

○飲酒運転、薬物乱用、窃盗等

○個人情報の不適切な取扱い など

わいせつ行為とセクハラの実態

わいせつ行為とセクハラにより懲戒処分を受けた教員が、2019年度までの5年間に1,030人にのぼるという実態がある（「読売新聞」調査より。2020年9月25日報道）。

その被害者の大半が教え子や卒業生だったこと

に、衝撃が走っている。その上、この1,030人という数値は、氷山の一角に過ぎないという指摘もあり、もはや放置しておけない危機的状況にあると捉えるべきである。これは、師弟関係や上下関係などに乘じた悪質なものである。しかも、わいせつ行為やセクハラは、トラウマになって、生涯にわたって被害者の心身に障害を及ぼす実に卑劣な行為である。

わいせつ行為とセクハラ根絶の方策

子どもは「現在の生活を充実させ、未来に夢を抱き、それを実現できる資質・能力を身に付け、逞しく生きていけるように育っていく存在」であり、教員は「教育活動を通してそれを保障する存在」である。

したがって、教師にとって子どもは、決して侵してはならない聖域である。

そこで、例えば、以下のように計画的・日常的・具体的な研修と指導を行うようとする。

○月1回の定期職員会議で、全教職員に服務研修を行う。信用失墜行為、特にわいせつ行為やセクハラを取り上げる。

○週に数回の教職員打ち合わせでも隨時指導する。

○新聞報道などの事例を示して適時指導する。

○危機意識が低い教職員には、こまめに個別指導する。

○保護者や子どもからの通報や相談には、誠実かつ迅速に対応し、決して先送りしない。

○学校の対応状況を保護者にも知らせる。

管理職のリーダーシップ

信用失墜行為、とりわけわいせつ行為とセクハラは、子どもの心身を傷つけるとともに、学校（教職員）への信頼を大きく損なうものである。

管理職はリーダーシップを發揮して、危機感をもって、指導と対応に当たる必要がある。

（こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・（公財）豊島修練会理事長）

●管理職が知らないとまずいハラスメント対策 《好評発売中！》

先生、それパワハラです！ と言われないために

金子雅臣（職場のハラスメント研究所所長）【著】 四六判／定価（本体 1,800 円）+税

